

住民票の写しの不交付決定にかかる審査請求について(答申)

1 審査会の結論

審査請求人が、令和3年7月28日付け(同月30日受理)で提起した、処分庁(青梅市長をいう。以下同じ。)による住民票の写しの不交付決定(青市市第●号。以下「本件処分」という。)にかかる審査請求(以下「本件審査請求」という。)については、これを棄却すべきである。

2 事案の概要

- (1) ●●地方裁判所は、平成●年●月●日、審査請求人の●●を原告、●●●●(以下「本件対象者」という。)を被告とする貸金等請求事件(同裁判所平成●年(●)第●号)において、本件対象者に対し、●●円および内金●●円に対する平成●年●月●日から支払済みまで年●%の割合による金員を●●に支払うよう命ずる判決を言い渡した。
- (2) 審査請求人は、令和●年●月●日、●●地方裁判所の裁判所書記官から、上記判決を債務名義とする承継執行文を付与された。
- (3) 本件対象者は、令和3年4月9日、当初受付市町村長(最初に支援措置の実施の申出を受けた市町村長をいう。以下同じ。)に対し、住民基本台帳事務における支援措置申出書(以下「本件支援措置申出書」という。)を提出した。本件支援措置申出書には、本件対象者が審査請求人からストーカー行為等の被害を受けている状況にある旨記載され、当該状況に相違ないものと認める旨の管轄警察署長の押印があり、さらに当初受付市町村長のみならず処分庁に対しても支援措置の実施を求める旨が記載されていた。

これを受けて、当初受付市町村長は、同日、支援措置を実施する決定をするとともに、処分庁に対し、その旨の電話連絡をした。
- (4) 処分庁は、令和3年4月27日、当初受付市町村長から本件支援措置申出書の写しの転送を受け、これをもって支援措置の必要性があるものと判断し、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待およびこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置(以下「本件支援措置」という。)を実施した。
- (5) 審査請求人は、令和3年7月12日、住民基本台帳法(昭和42年

法律第 81 号。以下「法」という。) 第 12 条の 3 第 1 項第 1 号にもとづき、処分庁に対し、本件対象者の住民票の写しの交付の申出（以下「本件申出」という。）をした。

(6) 処分庁は、法および住民基本台帳事務処理要領（昭和 42 年 10 月 4 日付け自治振第 150 号等通知。以下「事務処理要領」という。）にもとづき、本件申出について審査したところ、本件支援措置が実施されていたことから、令和 3 年 7 月 21 日、法第 12 条の 3 第 1 項本文の規定により、本件処分をした。

(7) 審査請求人は、令和 3 年 7 月 28 日、本件処分に不服があるとして、本件審査請求をし、同月 30 日、審査庁（青梅市長をいう。以下同じ。）はこれを受理した。

3 審査関係人の主張の要旨

(1) 審査請求人の主張

以下の理由から、本件処分を取り消す、との裁決を求める。

ア ストーカー行為を行った事実がないにもかかわらず、審査請求人を加害者とし、本件対象者に対し、本件支援措置を実施し、住民票の写しの不交付決定が行われた。

イ 本件対象者を債務者とする債務名義を有しており、当該債務名義に表示された金銭債権を行使するために必要な債権調査を行う目的で、本件対象者の現住所を必要としていることから、審査請求人は法第 12 条の 3 第 1 項第 1 号に該当する者であり、本件申出は必要かつ相当なものである。

ウ 当初受付市町村長から住民基本台帳事務における本件支援措置申出書の写しの転送を受けた際、処分庁として十分な調査をせずに、安易に本件支援措置を実施した。

エ 本件処分により、本件対象者の住所を把握することができなかつたため、差し押さえるべき財産の調査にさらなる時間と不要な費用を要することとなっており、執行が困難となっている。

(2) 処分庁の主張

以下の理由から、本件審査請求を棄却する、との裁決を求める。

ア 処分庁は、法および事務処理要領にもとづき、本件申出について審査したところ、本件対象者は審査請求人を加害者として本件支援

措置を受けているものであったことから、本件処分をしたものである。

イ 処分庁は、当初受付市町村長から本件支援措置申出書の写しの転送を受け、事務処理要領第5の10オにもとづき、当該支援の必要性があるものと判断し、本件支援措置を実施した。

ウ 「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置に関する裁判所との連携について（通知）」（平成30年12月3日付け総行住第199号総務省自治行政局住民制度課長通知。以下「総務省通知」という。）によれば、市町村長は、支援措置が実施されている場合において、加害者とされる者から、裁判所に提出する必要があるとの理由により、支援対象者にかかる住民票の写し等の請求または申出があり、特別の必要があると認められるときは、裁判所からの調査囑託に対応するものとされている。実際に、処分庁は、審査請求人に対し、その旨の案内をしているのであって、審査請求人の権利行使の方法が全く閉ざされているわけではない。

4 審理員意見書の要旨

(1) 結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

(2) 判断の理由

ア 本件支援措置に関する手続について

(ア) 処分庁は、当初受付市町村長から本件対象者について支援措置を実施する旨の電話連絡を受けるとともに、本件支援措置申出書の写しの転送を受け、これをもって支援措置の必要性があるものと判断した。また、本件支援措置申出書には、前記2(3)のとおり、本件対象者が審査請求人からストーカー行為等の被害を受けている状況にあり、当該状況に相違ないものと認める旨の管轄警察署長の押印されていたのであるから、当初受付市町村長が支援措置の必要性を認め、これを実施するとした判断について、処分庁として、疑義を抱くべき特段の事情は認められない。

そうすると、処分庁は、当初受付市町村長から本件支援措置申

出書の写しの転送を受けた他の市町村長として、事務処理要領に則って、支援措置の必要性を判断したものと認められる（事務処理要領第5の10オ）。

- (イ) これに対し、審査請求人は、本件対象者に対してストーカー行為をしたことがないこと、警察署長から警告を受けたことがないこと、遠方に居住していること等の事情を主張し、支援措置の必要性について、処分庁は厳格な確認をすべきと主張する。

しかしながら、当初受付市町村長から支援措置の申出書の写しの転送を受けた処分庁としては、支援の必要性について、原則として、当初受付市町村長の第一次的な判断を尊重すべきであり、当初受付市町村長が支援措置を実施するとした判断について、処分庁として、疑義を抱くべき特段の事情は認められない。

したがって、審査請求人の主張は採用できない。

イ 本件処分に関する手続について

- (ア) 処分庁は、審査請求人を加害者として本件支援措置が実施されていることを前提に、法第12条の3第1項本文の規定により、本件処分をしたものであって、審査請求人は同項各号に該当しないと判断したものであると解される。

そうすると、本件処分にかかる処分庁の判断は、事務処理要領に則ったものと認められる（事務処理要領第5の10コ）。

- (イ) これに対し、審査請求人は、本件申出は債権を行使するためのものであり、正当である旨主張するとともに、本件処分により、本件対象者の住所を把握することができなかつたため、差し押さえるべき財産の調査にさらなる時間と不要な費用を要することとなっており、執行が困難となっている旨主張する。

- (ウ) この点、事務処理要領第5の10コ(イ)(A)ただし書は、厳格に審査した結果、特別の必要があると認められる場合は、支援措置が実施されていても交付を認める趣旨と解される。審査請求人の上記主張はここにいう「特別の必要」をいうものと解されるが、審査請求人は本件対象者に対する債務名義を有していると認められる。また、強制執行の申立てをするに当たっては債務者の住所が必要であるから、審査請求人が本件対象者の住所を把握すべき一定の必要性は認められる。

- (エ) 他方、総務省通知によれば、市町村においては、支援措置において加害者とされた者から裁判所に提出する必要があるとの理由により被害者にかかる住民票の写し等の交付の請求または申出があり、加害者の請求または申出に特別の必要があると認められる場合には、裁判所からの調査嘱託に対応する方法により、裁判所に対し、住民票の写し等を交付するようことが求められている。
- (オ) そうすると、支援措置が実施されていることにより、加害者とされる債権者が債務者の住所を確知することができない場合においては、債権者自身が住民票の写しを取得することができなくとも、裁判所による調査嘱託を経て、民事執行法にもとづく強制執行の申立てをすることができる。財産開示手続についても同様である。
- (カ) したがって、審査請求人においては、本件対象者の住所を把握すべき一定の必要性は認められるものの、審査請求人自身が本件対象者の住民票の写しを取得すべき特別の必要性までは認められないことから、審査請求人の主張は採用できない。

5 審理員審理の経過

- (1) 令和3年 8月 5日 審査庁が本件審査請求にかかる審理員を指名し、その旨を審理関係人に通知
- (2) 令和3年 8月 31日 処分庁が審理員宛てに弁明書を提出
- (3) 令和3年 9月 7日 審査請求人が審理員宛てに反論書(1)を提出
- (4) 令和3年 9月 30日 処分庁が審理員宛てに再弁明書を提出
- (5) 令和3年 10月 16日 審査請求人が審理員宛てに反論書(2)を提出
- (6) 令和3年 10月 23日 審査請求人が審理員宛てに反論書(2)追加資料を提出
- (7) 令和3年 10月 29日 審理手続の終結等（審理関係人に対し、審理手続を終結した旨および審理意見書等を審査庁に提出する予定時期を通知
- (8) 令和3年 11月 30日 審理員意見書を事件記録とともに審査庁に提出

6 審査会の調査審議の経過

- (1) 令和3年12月 3日 審査庁からの諮問
- (2) 令和4年 1月19日 審査会の調査審議

7 審査会の判断の理由

(1) 本件審査請求にかかる審理手続について

本件審査請求にかかる審理手続は、行政不服審査法（平成26年律第68号）の規定にもとづき、処分庁からの弁明書の提出、審査請求人からの反論書の提出、口頭意見陳述について希望の有無の確認、審理手続の終結に関する通知等についてそれぞれ認められることから、審理員により適正に行われたものと認められる。

(2) 審査会の判断について

ア 支援措置について

(ア) 支援措置とは、配偶者からの暴力、ストーカー行為等の被害者を保護するため、その申出により、市町村長が加害者とされる者から被害者にかかる住民票の写し等の交付の請求または申出を受けた場合に、これを拒否するものである。

(イ) 支援措置を定める事務処理要領は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定にもとづく技術的助言に位置づけられるが、法は、市町村において、住民の居住関係の公証等の基礎とし、住民に関する記録の適正な管理を図るなどのために、住民に関する記録を正確かつ統一的に行う住民基本台帳の制度を定め（法第1条）、国が市町村に対し住民基本台帳に関する事務について必要な指導を行うものとし（法第31条第1項）、住民基本台帳等の運用に関して事務処理要領を定めている。このような法の趣旨に照らせば、市町村長は、事務処理要領の定めが明らかに法令の解釈を誤っているなど特段の事情がない限り、これにより事務処理を行うことを法律上求められているというべきである。

イ 支援措置の必要性について

(ア) 事務処理要領においては、当初受付市町村長が支援の必要性を確認した場合であって、申出者が他の市町村に対して併せて支援措置を実施することを求める場合には、当該他の市町村長に対して支援措置申出書の写しを転送することとされており（事務処理

要領第5の10エ)、転送を受けた他の市町村長における支援の必要性もあることとする取扱いとして差し支えないとされている（同オ）ほか、当初受付市町村長が支援措置を延長するときおよび支援措置の期間内に当該支援措置を終了するときは当該他の市町村長にも連絡することとされている（同キ、同クAおよびC）。

(イ) また、総務省通知によれば、前記4(2)イ(エ)のとおり、裁判所からの調査嘱託に対応する方法によることとされている。

とすると、支援措置が実施されていることにより、加害者とされる債権者が被害者たる債務者の住所を知ることができない場合は、裁判所による調査嘱託を経て、民事執行法（昭和54年法律第4号）にもとづく強制執行の申立てをすることができる。

(ウ) これらの事務処理要領の定めおよび総務省通知は、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第6条および第8条第3項に定める責務を具体化するものと解され、当該責務にもとづいて被害者の安全確保を最優先とする支援措置においては、①その実施に当たっては迅速な対応が求められるとともに、その延長および終了に当たっては慎重な対応が求められること、②裁判所に提出する必要があるとの理由により被害者にかかる住民票の写し等の交付の請求または申出に特別の必要があると認められる場合には、裁判所からの調査嘱託に対応する方法によることとされていること、以上の2点を考慮すると、合理的なものであると認められる。

(エ) そこで、本件について見ると、本件対象者は当初受付市町村長に対し、審査請求人を加害者として事務処理要領第5の10にもとづく支援措置の申出を行い、併せて処分庁に対しても支援措置を実施することを求めたことから、支援の必要性を確認した当初受付市町村長から、事務処理要領第5の10エ)により、処分庁に本件支援措置申出書の写しが転送されたことが認められる。

本件支援措置申出書の写しの転送を受けた処分庁は、当初受付市町村長が支援の必要性を認めており、その必要性を否定する特段の事情も認められないことから、処分庁においても同様に支援措置の申出に理由があると認めたため、事務処理要領第5の10オ)にもとづき、本件対象者について、本件支援措置を実施するこ

とを決定したものである。

そして、本件処分時においても当初受付市町村長から支援措置を終了する旨の連絡を受けておらず、支援措置を終了すべき事情が確認されていないことから本件処分を行ったものと認められ、事務処理要領に沿って行われた本件処分に違法または不当な点は認められない。

(オ) ところで、審査請求人は、審査請求人の加害者性を処分庁が十分に調査せずに安易に本件支援措置をしたと主張していることが認められる。しかし、本件支援措置申出書の写しの転送を受けた処分庁においては、支援措置の実施に当たっては迅速に対応することが求められることから、事務処理要領第5の10コ(イ)(A)により、原則として改めて支援の必要性を判断することまでは求められておらず、また、同ただし書に規定する、処分庁において改めて支援の必要性を判断すべき特段の事情も認められない。

(カ) したがって、本件支援措置は、当初受付市町村長が支援の必要性を認めたことをもって、処分庁においても支援の申出に理由があると認めたものであり、処分庁の判断に不合理な点は認められない。

ウ 本件処分について

処分庁は、本件支援措置にもとづき、本件申出が事務処理要領第5の10コ(イ)に規定する「加害者から申出がなされた場合」に当たり、法第12条の3第1項各号に掲げる者に該当しないとして行った本件処分には、違法または不当な点がないと認められる。

(3) 結論

以上の理由から、当審査会は、前記「1 審査会の結論」のとおり判断する。

令和4年3月16日

青梅市行政不服審査会

伊 東 健 次 (会長)

飛 弾 直 文

橋 本 基 弘

齊 藤 和 弥